

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和4年4月22日（金） 8：27～8：43

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣
金 子 恭 之 国務大臣（総務大臣）
古 川 禎 久 国務大臣（法務大臣）
林 芳 正 国務大臣（外務大臣）
末 松 信 介 国務大臣（文部科学大臣）
後 藤 茂 之 国務大臣（厚生労働大臣）
金 子 原二郎 国務大臣（農林水産大臣）
萩生田 光 一 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）
山 口 壯 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）
松 野 博 一 国務大臣（内閣官房長官）
牧 島 かれん 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
西 銘 恒三郎 国務大臣（復興大臣、内閣府特命担当大臣）
二之湯 智 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
野 田 聖 子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
山 際 大志郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小 林 鷹 之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
若 宮 健 嗣 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠 席 者：鈴 木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：木 原 誠 二 内閣官房副長官
磯 崎 仁 彦 内閣官房副長官
栗 生 俊 一 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	8件
○国会提出案件	5件
○公布（法律）	3件
○法律案	1件
○政令	6件
○人事	5件
○報告	1件
○配布	3件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、磯崎副長官から御説明申し上げます。

○磯崎内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「デジタル市場競争本部の設置について」の一部改正について、御決定をお願いいたします。本件は、本部員の「情報通信技術政策担当大臣」を「デジタル大臣」に改めるものであります。

次に、上皇上皇后両陛下の御在所等に関する内閣告示について、御決定をお願いいたします。本件は、上皇上皇后両陛下の4月26日からの御在所を、東京都港区元赤坂の御所に定め、仙洞御所と称する旨内閣告示をもって公示するものであります。

次に、「自衛隊による在外邦人等の輸送の実施」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、防衛大臣から御発言があります。

次に、「ポルトガル国」及び「マーシャル国」駐日特命全権大使の接受について、御決定をお願いいたします。本件は、26日、信任状捧呈の予定であります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「クロアチア国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、恩赦1件について、御決定をお願いいたします。復権を行うものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書5件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「道路交通法の一部改正法」外2件が、20日までの衆議院及び参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、法律案について、御決定をお願いいたします。「建築物省エネ法等の一部改正法案」は、脱炭素社会の実現に資するため、省エネ基準適合を義務付ける建築物の範囲を拡大する等の措置を講ずるものであります。

次に、政令6件について、御決定をお願いいたします。まず、「令和4年3月16日の地震による福島県相馬郡新地町の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」は、同災害を激甚災害として指定するとともに当該激甚災害に対し適用すべき措置として農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置等を指定するものであります。

次に、「デジタル社会形成関係整備法の一部の施行期日令」は、同整備法の一部の施行期日を、本年5月18日とするものであり、「宅地建物取引業法施行令及び高齢者住まい法施行令の一部改正令」並びに「土地区画整理登記令及び不動産登記令の一部改正令」は、同整備法の一部の施行に伴い、書面手続の電子化に関する規定の整備を行うものであります。

次に、「著作権法の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期

日を本年5月1日とするものであり、「著作権法施行令の一部改正令」は、国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信に関する要件について定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、司法研修所長笠井之彦を広島高等裁判所長官に任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、マリ国駐箚大使黒木大輔を願いに依り免ずること、及び、トリニダード・トバゴ国等駐箚大使松原裕外1名に兼ねてスリナム国等駐箚等を命ずることを承認することについて、それぞれ御決定をお願いいたします。

次に、衆議院議員西村康稔に、コスタリカ国大統領就任式典に参列する特派大使を命じ、同大使に交付すべき信任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。

次に、元自治医科大学学長高久史磨を従三位に叙するもの、外516名の叙位又は叙勲等について、御決定をお願いいたします。

次に、「令和3年度第4・四半期に締結された無償資金協力に係る取極」について、御報告があります。本件は、本年1月から3月までの3か月間に締結された、18か国、7機関の計41件、総額約404億円の取極について、取りまとめたものであります。

次に、配布資料といたしまして、「外交青書」及び「消費者物価指数」があります。後程、「外交青書」につきましては外務大臣から、「消費者物価指数」につきましては総務大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「日・チリ運転免許協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、チリに長期滞在する在留邦人の運転免許取得手続の簡素化について、取り極めるものであります。なお、相手国政府との書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「無償資金協力に係る取極の締結」について、御決定をお願いいたします。本件は、我が国と相手国政府等との間で実質的な合意をみた無償資金協力を取りまとめたもので、17か国、3機関に対する計20件、総額約73億円の贈与を行うものであります。個々の案件につきましては、先方との書簡交換までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。なお、締結状況は適宜取りまとめ、別途、閣議に御報告することといたします。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、防衛大臣。

○岸国務大臣：自衛隊法第84条の4に基づく在外邦人等の輸送については、その実施に際しての方針について従来閣議決定を行っているところです。昨年8月に実施した在アフガニスタン邦人等輸送における経験等を踏まえ、自衛隊法の一部が改正されたことを受けて、当該閣議決定を廃止し、新たな閣議決定を行う必要があります。新たな閣議決定は、在アフガニスタン邦人等輸送における経験等及び今般の法改正の内容を踏まえ、輸送に際して、予想される危険を避けるための方策を講ずる点に変わりないことを確認しつつ、より迅速かつ柔軟な派遣にも重点を置いたものとなっています。引き続き自衛隊の能力を適切に活かせるよう取り組んでまいりま

すので、各位のご理解をお願いします。

○松野国務大臣：次に、外務大臣。

○林国務大臣：令和4年版外交青書の要旨をお手元に配布いたしました。外交青書は、主として前年の国際情勢と日本の外交活動を概観するものですが、ロシアによるウクライナ侵略を含め、本年の動きについても、一部の重要事項を、ポイントを絞って記載しています。また、日米同盟の強化、「自由で開かれたインド太平洋」の実現、中国・韓国といった近隣諸国との外交、北朝鮮をめぐる諸懸案への対応、経済外交、地球規模課題などの重要な外交課題に関し、令和3年の日本の取組をしっかりと発信する内容としています。

○松野国務大臣：次に、総務大臣から2件御発言がございます。

○金子（恭）国務大臣：まず、本日、消費者物価指数を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。3月の消費者物価指数は、1年前に比べ1.2パーセントの上昇となりました。生鮮食品を除く指数は、1年前に比べ0.8パーセントの上昇と、7か月連続の上昇となりました。これは、引き続き、電気代やガソリンなどの「エネルギー」が上昇したことによるものです。また、令和3年度平均の生鮮食品を除く指数は、1年前に比べ0.1パーセントの上昇と、2年ぶりの上昇となりました。今後も、エネルギー価格の状況などをみながら、物価動向を注視してまいります。

次に、本日、「自衛隊の災害派遣に関する実態調査」の結果に基づき、家畜伝染病発生時の対応に関して、農林水産大臣に勧告を行います。家畜伝染病に伴う殺処分自衛隊派遣要請が増加しており、平時からの備えの推進を図るため、都道府県に市町村等の人員確保などを求めております。農林水産大臣におかれましては、今回の勧告を踏まえ、必要な措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

○松野国務大臣：次に、小林大臣。

○小林国務大臣：令和4年度に日本学術会議が共同主催する国際会議の中止について、御説明いたします。日本学術会議においては、学術の振興と科学的諸問題の解決促進等が期待される国際会議を、学術研究団体と共同して毎年開催しており、令和4年度についても、昨年8月27日の閣議にて、11件の国際会議の共同主催を御了解いただきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、これら11件の国際会議のうち、2件「第22回世界災害救急医学会（WADDEM Tokyo 2022）」及び「第28回IUPAP統計物理学国際会議」については、令和4年度の開催を中止する変更がございましたので、御了解をお願いいたします。

○松野国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、環境大臣。

○山口国務大臣：「クールビズ」については、長年の実施により社会慣習として定着していること、地域により気候が異なること等を踏まえ、昨年度から、全国一律の期間設定は行わないこととしております。各地域の状況、日々の気温、それぞれのワークスタイルや仕事環境等に応じて、適正な温度での空調使用と各人の判断による快適で働きやすい軽装に取り組んでいただければと思います。環境省としては、例

えば東京においては、夏日が月の半数以上である5月から9月を中心として、「クールビズ」の実施を集中的に呼びかけてまいります。炭素中立型の経済社会の実現に向け、また原油価格高騰等に対する対策としても、省エネを含めた国民一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。住宅の断熱化や太陽光パネルの設置、省エネ家電への買換え、電動車の導入、ワンウェイプラスチックや食品ロスの削減など、脱炭素型のライフスタイルへの転換に向けた取組の促進について、各府省の御協力をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、西銘大臣。

○西銘国務大臣：「クールビズ」に関連し、沖縄担当大臣として、私からも一言申し上げます。「クールビズ」の実施中、服装の選択肢の一つに、沖縄の「かりゆしウェア」を加えていただければと思います。「かりゆしウェア」の着用は、「クールビズ」の観点のみならず、沖縄の産業振興の面においても重要であり、閣僚の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

○松野国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件

(令 和 4 年
4 月 22 日) (金)

◎ 一 般 案 件

- 資 料
あ り
- 「デジタル市場競争本部の設置について」の一部改正について（決定）（内閣官房）
 - 〃 ○ 上皇上皇后両陛下の御在所は東京都港区元赤坂2丁目1番8号の御所に定められ、仙洞御所と称する等の件に関する内閣告示について（決定）（宮内庁）
 - 〃 ○ 自衛隊による在外邦人等の輸送の実施について（決定）（防衛省）
 - 資 料
な し
 - ☆ ポルトガル国特命全権大使ヴィットル・パウロ・ダ・コスタ・セレーノ外1名の接受について（決定）（外務省）
 - 〃 ☆ クロアチア国駐劄特命全権大使磯 正人に交付すべき信任状及び前任特命全権大使嘉治美佐子の解任状につき認証を仰ぐことについて（決定）（同上）
 - 〃 ☆ 恩赦について（決定）（内閣官房）

◎ 国 会 提 出 案 件

- 資 料
あ り
- {
 - 1. 衆議院議員吉田はるみ（立民）提出大規模地震発生後の復興事業費の財源確保に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣府本府）
 - 1. 衆議院議員緒方林太郎（有志）提出対ウクライナ支援とふるさと納税の関係に関する質問に対する答弁書について（決定）（総務省）
 - 1. 衆議院議員米山隆一（立民）提出「中枢への攻撃」に関する質問に対する答弁書について（決定）（外務省）

1. 参議院議員矢田わか子（民主）提出LNGの
安定的確保と都市ガス供給事業の拡充支援に
関する質問に対する答弁書について（決定）
（経済産業省）
1. 参議院議員山添拓（共産）提出公営住宅入居
者の家賃の決定における収入算定に関する質
問に対する答弁書について（決定）
（国土交通省）

◎公布（法律）

- 資料なし ☆
1. 道路交通法の一部を改正する法律（決定）
 1. 旅券法の一部を改正する法律（決定）
 1. 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給
の特例に関する法律を廃止する法律（決定）

◎法律案

- 資料あり
- 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネル
ギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正
する法律案（決定）
（国土交通・財務・経済産業省）

◎政 令

- 資料あり
- 令和4年3月16日の地震による福島県相馬郡新
地町の区域に係る災害についての激甚災害及びこ
れに対し適用すべき措置の指定に関する政令
（決定）（内閣府本府・総務・財務・農林水産省）
 - 〃 ○土地区画整理登記令及び不動産登記令の一部を改
正する政令（決定）（法務省）
 - 〃 ○著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日
を定める政令（決定）（文部科学省）
 - 〃 ○著作権法施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）

- 資料あり
資あり
- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令
(決定) (国土交通・法務省)
 - 〃 ○ 宅地建物取引業法施行令及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令の一部を改正する政令
(決定) (国土交通・厚生労働省)

◎ 人 事

- 資料あり
資あり
- 判事笠井之彦を高等裁判所長官に任命することについて (決定)
 - 〃 ○ 特命全権大使黒木大輔を願に依り免ずることについて (決定)
 - 〃 ○ 衆議院議員西村康稔にコスタリカ国大統領就任式典に参列する特派大使を命じ、同大使に交付すべき信任状につき認証を仰ぐことについて (決定)
 - 〃 ○ 各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて (決定)
 - 〃 ○ 高久史暦外 5 1 6 名の叙位又は叙勲等について (決定)

◎ 報 告

- 資料あり
資あり
- ☆ 令和 3 年度第 4 ・ 四半期に締結された無償資金協力に係る取極について (外務省)

◎ 配 布

- ☆ 令和 4 年版外交青書 (外務省)
- ☆ 消費者物価指数 (総務省)
- ☆ 月例経済報告 (内閣府本府)

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和4年
4月22日〕（金）

◎一般案件

資料
なし

- 運転免許に関する日本国政府とチリ共和国政府との間の協定の署名について（決定）（外務省）
- 〃 ○ 無償資金協力に係る取極の締結（令和4年度第1次取りまとめ分）について（決定）（同上）

〔○署名あり ☆署名なし〕